

住民監査請求の手引き

問合せ先 山形県監査委員事務局 tel (023-630-2297)
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1(県庁16階)

Q1 住民監査請求とはどのような制度ですか？

住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、その普通地方公共団体の執行機関（首長、委員会、委員）又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証明する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め必要な措置を構ずるよう、請求するものです。（地方自治法第242条）

※ 特に必要があるときは、その理由を付して、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができます。（地方自治法第252条の43）

Q2 どのような場合に住民監査請求できるのですか？

住民監査請求を行うことができるのは、知事などの執行機関や職員について、次のような違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（監査対象事項）がある場合です。

この場合に、必要な措置を講ずべきこと（措置請求事項）を請求できます。

(1) 監査対象事項

- ア 違法若しくは不当な公金の支出
- イ // 財産の取得、管理、処分
- ウ // 契約の締結、履行
- エ // 債務その他の義務の負担
- オ ア～エの行為がなされることが相当の確実さで予測される場合
- カ 違法若しくは不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
- キ // 財産の管理を怠る事実

なお、ア～エの行為のあった日から1年以上経過している場合（正当な理由があるときは除く）には、監査請求することができません。

(2) 措置請求事項

- ア 当該行為を防止すること
- イ // 是正すること
- ウ 当該怠る事実を改めること
- エ 当該行為又は怠る事実により、その普通地方公共団体がこうむった損害を補填すること

Q3 誰がどのようにして監査請求するのですか？

(1) 住民監査請求できる人は、住民（山形県民）に限ります。

住民の範囲は、法律上、行為能力を認められている限り、法人個人の別を問いません。

(2) 住民監査請求は書面により行うこととされています。

請求書の様式は総務省令に定められていて、請求人の住所の明記、氏名の自署が必要です。

ア 監査委員による監査 別紙様式1（P4）

イ 個別外部監査契約に基づく監査 別紙様式2（P5）

(3) 請求に際しては、事実を証明する書面を添付することが必要です。

Q4 措置請求書はどのように作成すればよいのですか？

措置請求書の様式及び記載内容については、次のとおりです。

- (1) 請求書の様式
 - ア 監査委員による監査 (地方自治法施行規則 第13条)
別紙様式1 (P4) 「山形県職員措置請求書」により作成してください。
 - イ 個別外部監査契約に基づく監査 (地方自治法施行規則 第17条の14)
別紙様式2 (P5) 「山形県職員措置請求書」により作成してください。
- (2) 請求の要旨の記載内容
次の事からについて記載してください。
 - ア 誰が(請求の対象とする職員・職)
 - イ いつ、どのような行為を行っているか (Q2の(1) 監査対象事項を参照)
 - ウ その行為は、どのような理由で、違法または不当であるか
 - エ したがって、どのような措置を請求するのか(Q2の(2) 措置請求事項を参照)
- (3) 個別外部監査契約に基づく監査を求める場合は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由も記載することが必要です。

Q5 監査はどのようにして行われるのですか？

監査委員による監査の場合は、次のように行われます。

- (1) 要件審査
措置請求書が提出されると、監査委員は、地方自治法第242条の請求要件を満たしているかどうかについて、要件審査を行います。
その結果、請求の要件を欠いている場合には、監査を実施できませんので、請求人に、監査を実施しない旨(却下)を通知します。
- (2) 処理期限(地方自治法第242条第6項)
監査委員は、請求のあった日から60日以内に、監査を行い、請求人へ監査の結果を通知し、公表します。
- (3) 監査の実施
措置請求書が要件を具備している場合は、監査を実施します。
監査は、請求のあった財務会計上の行為を行った監査対象機関の関係書類の調査や、関係職員からの聴取を行います。
また、必要があるときは、関係人の調査も行います。
- (4) 証拠の提出及び陳述の機会(地方自治法第242条第7項)
監査委員は、請求人に対して、「証拠の提出及び陳述」の機会を与えます。
「証拠の提出」において、新たな証拠がある場合は提出していただきます。
「陳述」では、請求人が直接、監査委員の面前で、請求の要旨の補充説明を行うものです。
- (5) 監査の結果
 - ア 請求に理由があると認めた場合(容認)
監査の結果、監査委員が請求に理由があると認めた場合は、知事等に対し期間を示して、是正などの必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、監査結果を請求人あて通知し、県公報に登載して公表します。
また、勧告を受けた知事等が是正などの措置を講じたときには、監査委員は、講じた措置の結果の報告を受け、知事等が講じた措置の内容を請求人あて通知するとともに、県公報に登載して公表します。

イ 請求に理由がないと認めた場合（棄却）

監査の結果、監査委員が請求に理由がないと認めた場合は、その監査結果を請求人あて通知するとともに、県公報に登載して公表します。

ウ 請求に要件がないと認めた場合（却下）

エ 住民監査請求には、一つの監査請求の中に、複数の措置請求が含まれている場合があります。

この場合の監査の結果には、アの容認、イの棄却及びウの却下だけでなく、請求人の主張の一部を容認する場合や、一部を却下する場合があります。

Q6 監査の結果や措置に不服のあるときはどうすればよいのですか？

監査委員の監査の結果や勧告、勧告に対する職員の措置に不服があるときは、住民訴訟を行うことができます。（地方自治法第242条の2）

ただし、住民監査請求では違法もしくは不当な行為と怠る事実が対象でしたが、住民訴訟では違法な行為と怠る事実のみが対象となります。

監査委員が、請求のあった日から60日以内（個別外部監査契約に基づく監査による場合は90日以内）に監査を終えないときや、勧告に定めた期間内に職員が措置を講じない場合も、住民訴訟を行うことができます。

Q7 財務会計上の行為以外のことで監査請求はできますか？

普通地方公共団体の事務一般の監査については、法第242条に基づく住民監査請求とは別に、住民の直接請求権が認められており、請求には、有権者の50分の1以上の連署が必要です。

（地方自治法第12条第2項、第75条、第252条の39）

様式一 【監査委員の監査による場合、地方自治法施行規則第十三条】

山形県職員措置請求書

(請求の対象となる職員・職)に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨

二 請求者

(住 所) (氏 名)
住 所 氏 名

右地方自治法第二四二条第一項の規定により別紙事実証明書を添え

必要な措置を請求します。

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県監査委員 あて

備考 氏名は自署(盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。)すること。

※ 本様式に沿って横書きでも可

様式二 【個別外部監査契約に基づく監査による場合、地方自治法施行規則

第十七条の十四】

山形県職員措置請求書

(請求の対象となる職員・職) に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨

二 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

三 請求者

住所氏名
(住所) (氏名)

右地方自治法第二四二条第一項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて同法第二百五十二条の四十三第一項の規定により当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県監査委員 あて

備考 氏名は自署(盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。)すること。

※ 本様式に沿って横書きでも可